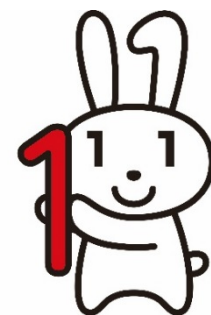


個人情報保護委員会 業務内容について

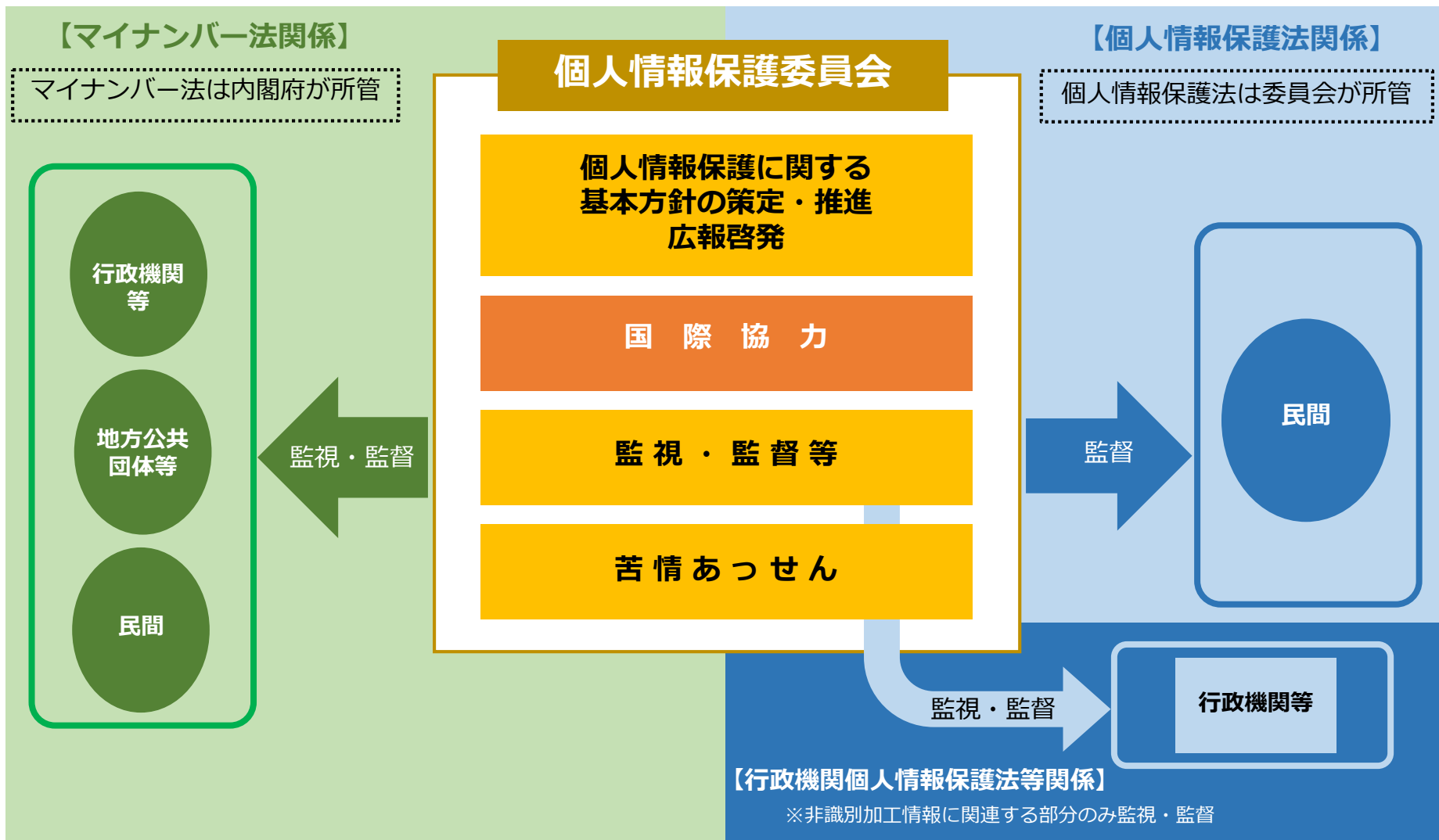
平成30年7月10日
個人情報保護委員会



個人情報保護委員会について

▶平成28年1月に設置。委員長及び委員8人。

事務局職員数：平成29年度 103人
(参考：平成30年度 119人)



平成29年度 委員会の活動実績

I 個人情報保護法に関する事務

改正個人情報保護法の円滑な施行と監督権限の一元化

- 平成29年5月30日、改正後の個人情報保護法が全面施行され、個人情報取扱事業者に対する監督権限が、各主務大臣から個人情報保護委員会に一元化された。
- これに伴い、以下の取組により、円滑な施行を推進。
 - ・ 各種ガイドライン等の策定
 - ・ 認定個人情報保護団体の認定等に関する指針の公表、団体間におけるベストプラクティスの共有・周知
 - ・ オプトアウト手続の届出受付
 - ・ 情報セキュリティ機関との連携
- また、以下の取組により、監督権限の一元化に対応。
 - ・ 個人情報の漏えい等に関する相談・報告の一元的な受付、必要な指導・助言等の実施
 - ・ パーソナルデータの効果的な活用に向け、非識別加工情報に関する総合案内所の設置

<個人情報の監督等の実績>

694件

個人データの漏えい等
事案の報告の受付件数

305件

報告徴収

270件

指導・助言

35件

あつせん

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

マイナンバーの適正な取扱いに関する監視・監督

- マイナンバーの漏えい事案等の相談・報告を受け付け、必要な指導・助言を実施。
- 行政機関等に対して定期的な検査を行うとともに、地方公共団体に対して、それぞれの規模や特性等を踏まえた選択的な立入検査や、システムセキュリティ面に重点を置いた実地調査を実施し、これらの結果を踏まえて検査項目を絞った立入検査を試行的に実施。
- 地方公共団体等からの定期的な報告の結果を踏まえ、安全管理措置セミナーや、漏えい事案等を想定した初動対応訓練を実施。

特定個人情報保護評価

- 行政機関等がマイナンバーを保有する前にリスクを分析し、これを軽減するための措置を講じていることを確認する特定個人情報保護評価（法令に定められたもの）について、委員会として承認。

<マイナンバーの監督等の実績>

374件

(うち重大な事態 5 件)

特定個人情報の漏えい
事案等の報告の受付
件数

173件

指導・助言

27件

(行政機関等 6 件、
地方公共団体 18 件、
民間事業者 3 件)

立入検査

<特定個人情報保護評価>

7 機関

特定個人情報保護
評価書の承認状況

Ⅲ 国際協力

個人情報保護を図りつつ、国際的なデータ流通を円滑化するための環境整備に向けて、関係機関との協力関係の構築や国際的な協力の枠組みへの参加を積極的に推進。

➤ 米国

- A P E C越境プライバシールール（C B P R）システム（※）の促進に向けて協力対話を実施。
※ C B P Rシステムは、A P E C参加国・地域において、事業者のA P E Cプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するために有効であることから、各種説明会等において広報活動を実施（国際セミナー等を12回実施、約920人が参加）。

➤ E U

- 日 E U間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築を視野に、平成30年前半に最終合意することを想定して手続を進めることで一致。このための手続として、委員会規則やガイドラインの案を作成しパブリックコメントを実施。
- 双方の個人情報保護制度への理解や協力関係の構築のため、E U加盟国のデータ保護機関への訪問も精力的に実施。

➤ 英国

- 英国のE U離脱後も相互の円滑な個人データ移転が確保されるよう、英国及びE Uの関係機関に対して要請。

<国際協力の実績>

20件

主な国際会議への
出席件数

35件

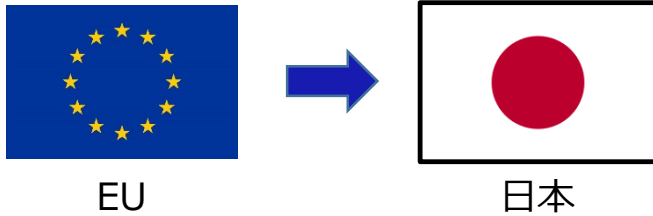
外国機関等
往訪件数

11件

外国機関等
来訪件数

日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR



十分性認定

十分な個人情報の保護水準が保障されていることを欧州委員会が認めた場合。

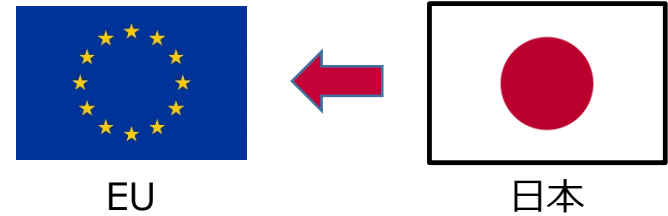
体制整備

企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保している場合。

本人同意

十分性認定等がないことによるリスクについての情報が提供されたうえでの明示的な本人の同意がある場合。

個人情報保護法



国指定

提供先の第三者が個人情報保護委員会の認められた国・地域に所在する場合。

体制整備

提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。

本人同意

外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員 (司法・消費者・男女平等担当) による共同プレス・ステートメント【日本語仮訳】

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員は、相互に十分性を見出すことに向けた手続を進めることを目指して、2018年5月31日に東京で非常に建設的な会談を行った。

両者は、双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すことは、現在、署名に向けて手続が進められている日EU 経済連携協定 (EPA) の便益を補完し拡大するものであり、これは日EU 間の戦略的なパートナーシップにも貢献することを再確認した。

両者は、過去数か月に達成された重要な進捗を確認した。これには、特に、意見募集を終え個人情報保護委員会が策定予定のガイドライン及び、個人情報の保護に関する基本方針等の双方の制度間の関連する相違点を埋めるための解決策についての合意が含まれる。また、欧州委員会による、欧州経済領域 (EEA) 参加国におけるEU 一般データ保護規則 (GDPR) の法的性質及び効力並びにGDPRの特定の規定内容の明確化なども含まれる。

両者は、可能な限り早期に、お互いの手続を完了させるためのコミットメントを共有し、作業を加速することに同意した。具体的には、個人情報保護委員会が、個人情報保護法第24条に基づき我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国としてEEA を指定するとともに、欧州委員会が、GDPR 第45条に基づき我が国が十分な保護水準を確保していると決定することである。

両者は、日EU 間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みに基づき、協力の必要性が生じた場合にはいつでも、個人情報保護委員会及び欧州委員会が、個人データに関し、互いに合意できる解決策を得られるよう協議を続けていくことを確認した。

IV 広報・啓発

改正個人情報保護法に対する国民の理解の向上のための広報活動

- 改正後の個人情報保護法の内容について、新たに法の適用を受ける事業者をはじめとした幅広い主体への広報・啓発を実施。
 - ・【事業者】 講演会への講師派遣、基本的な義務規定を解説した「シンプルレッスン」の作成・配布
 - ・【消費者・子ども】 消費者向けページの開設（委員会ウェブサイト）、子ども向けハンドブックの作成・配布
 - ・【その他】ヒヤリハットコーナーの開設、SNSに関するサイト運営者・利用者への注意喚起（委員会ウェブサイト）
 - ・【国民生活センターとの連携】 相談員向けの研修会への講師派遣、相談マニュアルの作成・配布

マイナンバーの適正な取扱いの確保のための広報活動

- マイナンバーの適正な取扱いの確保に向けて、立入検査を通じて把握した事例や留意点等について、地方公共団体等の職員を中心に広報・啓発を実施。
 - ・ 説明会への講師派遣、安全管理措置セミナーの開催
 - ・ 検査等を通じて把握した事例について、チェックリスト等の掲載（委員会ウェブサイト）
 - ・ マイナンバー理解度テスト等の資料の提供

<広報・啓発の実績>

174件

(約16,000人参加)

個人情報保護法に関する説明会開催件数

108件

(約11,320人参加)

マイナンバーの安全管理措置等に関する説明会開催件数

<窓口での相談受付の実績>

23,504件

個人情報保護法相談ダイヤル受付件数

1,036件

マイナンバー苦情あつせん相談窓口受付件数

委員会の予算

平成30年度予算について

(単位:千円)

| 事 項 | 29年度 | 30年度 |
|------------------------------------|-----------|-----------|
| 個人情報保護委員会 | 3,159,285 | 3,462,228 |
| 1 個人情報保護委員会に必要な経費 | 1,540,735 | 1,738,625 |
| うち人件費 | 909,445 | 1,085,823 |
| 2 個人情報の適正な取扱いの確保に必要な経費 | 1,618,550 | 1,723,603 |
| (1) 委員会等経費 | 19,865 | 19,763 |
| (2) 特定個人情報の監視・監督に必要な経費 | 1,330,621 | 1,175,835 |
| (3) 特定個人情報保護評価に必要な経費 | 33,480 | 103,480 |
| (4) 個人情報の適正な取扱いに関する広報・啓発 に必要な経費 | 55,219 | 90,871 |
| (5) 個人情報の適正な取扱いに関する国際協力 に必要な経費 | 31,639 | 163,571 |
| (6) 個人情報の利活用及び監督に必要な経費 | 147,726 | 127,542 |
| (7) 広聴・相談業務に必要な経費 | 0 | 42,541 |